

News Paper



悪の陳腐さについて

名著ですが大部なのでいままで手に取らずにきた、ハンナ・アーレントの『エルサレムのアイヒマン』（みすず書房）を読もうと思いました。

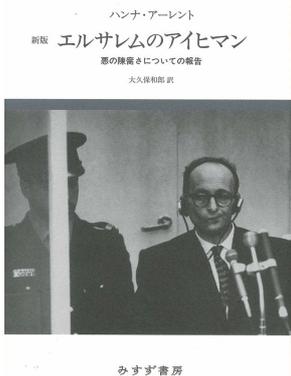
ユダヤ人大量虐殺の責任者であるアドルフ・アイヒマンは、冷酷無比の極悪人ではなく、むしろ小心者で、組織での昇進に関心がある凡庸な人でした。アーレントがこのアイヒマン裁判を傍聴して、描いた、ホロコーストの中心人物像です。

この本には批判もありますが、改悪入管法が強行採決された今、このアイヒマンを我がこととしてとらえ返していきたいと思います。

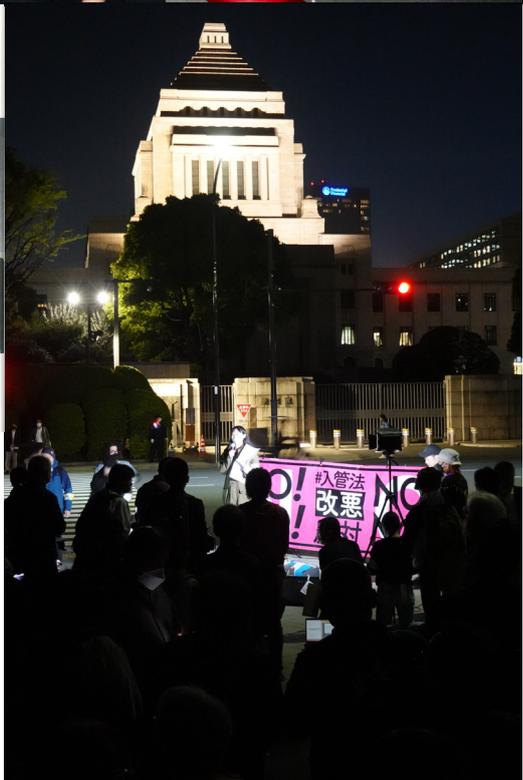
ウイシュマさんを死に追いやった、両手両足に拘束具をつけ床に引き倒して頭を押さえつけた、仮放免から再収容するのに理由すら示さなかった、入管職員。彼や彼女はそれぞれ、友人と笑い合い、悲しみを共にするごく普通の生活人であり、また良き家庭人であるのかもしれない。

しかし、法律が、制度が、組織が、彼や彼女を変えるのでしょうか。アイヒマンがそうであったように。だからこそ、ひとの自由を無条件に束縛する法律、制度を作ってはならず、そうした制度、法律を作ろうとする組織を拒否しなければなりません。

そして、最も重要なこと、私たち自身がアイヒマンにならないようにするには……



みすず書房



もくじ	放送法の根幹は日本国憲法の実現すること	被爆78周年原水爆禁止世界大会にむけて……………6
	武蔵大学社会学部教授 永田浩三さんに聞く…2	「関西生コン事件」の潮目が変わりはじめた……………7
	原発事故被害者への医療費等減免措置の切り捨て…4	不戦の誓いを一大江健三郎さんを偲んで……………8

放送法の根幹は日本国憲法の実現すること

武蔵大学社会学部教授 永田浩三さんに聞く

ながた こうぞうさん プロフィール NHKで「クローズアップ現代」、「NHK スペシャル」等のプロデューサーを務め、2009年退社。現在は武蔵大学メディア社会学科教授。著書に「NHKと政治権力」（岩波現代文庫）、「ヒロシマを伝える」（WAVE出版）など。

一権力による表現の自由の否定や、報道への介入、歴史をゆがめて修正していくようなさまざまな行為や事件が続いていますが、平和フォーラムとしても重要な課題ですので、永田さんの体験を通じてお話を伺えたらと思います。最初に2001年の放送直前に内容が改変された「問われる戦時性暴力」についてお聴かせください。

市民団体が日本軍「慰安婦」問題を国際法の立場から問うた「女性国際戦犯法廷」の取材を通じて、日本軍、日本政府、昭和天皇の責任を考える番組でした。この民間法廷の取り組みは2000年12月に九段会館で行われましたが、出来事をNHKのニュースで短く伝えただけで抗議が寄せられました。このことから右翼が攻撃してきそうだという予感はありませんでしたが、警報が鳴っていることは想像だにしませんでした。年が明けてから右翼が騒ぎ始めたことで、NHKの幹部たちがどんな番組になるのか訊いてくるようになりました。そして放送の前日、放送総局長と国会担当の総合企画室局長が、当時の安倍晋三内閣官房副長官に呼びつけられ、永田町から帰ってくるなり、番組の台本を見ながら事細かに指示して、中身を切らせたわけです。44分の番組があつという間に30数分になってしまい、そこに意味のない長いインタビューを足して、最終的に40分にしました。数字では44分番組が40分番組になったのですが、4分間だけ切ったわけではないのです。女性国際戦犯法廷をメインに作った番組なのにもかかわらず、法廷の映像は10分もありませんでした。番組が変わっていくのを守り切れず、私にとっても制作にあたったプロダクションの人たちにとっても、痛恨のことでした。傷は深く、プロダクションの人たちの何人かが会社を辞めることになり、番組に協力してくれた人たちからは、NHKと制作関連会社が訴えられました。一審ではNHKが勝ちましたが、東京高裁の結審の前に、私と一緒に仕事をしていた当時のデスクが、内部告発の記者会見をして、それに背中を押される形で私も裁判で事実を証言して、二審ではNHKが負けました。たくさんの人の人生を変えてしまった出来事で、私にも責任があります。高裁の証言の後、私は番組制作の現場を追われ、その後NHKを離れました。



一2019年に実行委員として携わられた、あいちトリエンナーレ中止問題の経緯をお聴かせください。

90年代から「慰安婦」問題をテーマに撮影を続けている安世鴻（アンセホン）さんの作品展が、2012年に新宿ニコンサロンで開催されましたが、右翼の攻撃を受けて、ニコンサロンはあっけなく中止を決めました。この話を聞いて、番組改変に似ていると思いました。それで、この武蔵大学の向かいにあるギャラリー古藤で、仲間とともに安さんの写真展を開催しました。やはり右翼の攻撃がありましたけれど、みんなの力でやり遂げることができました。その後、安さんはニコンを訴えた裁判で勝利しました。表現を扱うギャラリーや展示館・映画館などは、それなりの覚悟をもってやるべきで、反対派の攻撃を受けて簡単に崩れていては、表現者の自由を守ることができない、不法行為はニコンサロンの側にあり、責任はニコンサロンにあるという、すばらしい判決でした。これと同じ時期に、東京都美術館で展示されていた少女像のブロンズ製のミニチュアが、苦情がきたからという理由で、展示から外される事態が起きました。これはおかしいということで、2015年に表現の不自由展と題して、古くは中央公論社の「風流夢譚」、海外ではパリのシャルリ・エブドの風刺漫画事件、島根県松江市で学校図書館から追放される騒ぎがあった「はだしのゲン」等々、差し障りがあると言われているものを全部並べた展覧会を開催しました。この時、後にあいちトリエンナーレの芸術監督に選ばれることになる津田大介さんも観に来られていました。2019年、トリエンナーレの目玉としてやりたいというオファーをいただきました。

あいちトリエンナーレでは2019年8月1日から展示を始めましたが、電話でのすさまじい抗議や、街宣車などからのいやがらせが続き、3日間で中止になってしまいました。その後仮処分申請が認められ、

10月の最後の10日間で開催できましたが、このあいちトリエンナーレでやれなかったことを、2022年4月にくにたち市民芸術小ホールで実現させました。ここでも妨害はありましたが、地元の市民運動の方々の協力もあって、やり切ることができました。その後、大阪、名古屋、神戸などでも開催しました。たしかにあいちトリエンナーレは残念なことではありましたが、それでは終わらないで、たくさんの人たちの力を得て、ひどい事態を押し返しているという感じがあります。

あいちトリエンナーレとNHKの番組改変の問題とは重なるところが多いですが、私自身のスタンスは大きく変わりました。助けてくださいとSOSを出すと味方は必ず現れるし、長い目で見れば理にかなったほうのものごとは進むのだと思います。「慰安婦」問題にしても、被害に遭った人たちが声を挙げているのに、その人たちを応援してしかるべきところを、貶めて攻撃するなんて許されることではない。被害者のかたたちの尊厳と名誉を回復することに尽力すべきであって、うそつきよばわりして、足蹴にするなんてことがあってはいけません。それはごく当たり前のことであり、もはや黙ってられなくなりました。

一権力の介入や圧力に対して、どう抗っていけばいいのでしょうか。

こちらの力が乏しいから不埒な攻撃に負けてしまうのだと思います。2001年の番組改変のときは、編集長である私自身の知識が不足していました。被害に遭っている人たちの話をしっかり聞いていなかったのです。放送とは、現場をどれだけ知っているかということに尽きると思います。災害でも原発事故でも、被害に遭った人たちの声をしっかり受け止めて、放送という公の道具を使って伝えていくのが仕事です。私が教えている学生たちにも、現場に行きましょう、小さくてもいいから世の中にさざ波を起こす発信をしましょうと伝えています。

今回の放送法の問題では、政権に批判的なメディアを黙らせようとする魂胆が明白です。TBSのサンデーモーニングの名前があがっていましたが、サンデーモーニングは番組の中でそのことに触れて、ゆるぎなくがんばろうとしているところがすごい。NHKだったら考えられません。名前があがっただけで恐れおののいてしまいます。まずは放送局自身の覚悟が求められます。政治家は文句を言うのが仕事。だからそれに毅然と対峙するのがメディアの仕事だと思います。番組改変事件のときは政治家が悪いと思っていましたが、あの時放送局がしっかりしていれば、現場がもっと強ければ、押し返せたのではないのでしょうか。私は責任者だったのですから、本気で闘わなければいけなかったし、プロダクションの現場を、ディレクターたちを守らなくてはいけなかったのです。なまじ上の人

と折り合いをつけようとしたから、最後のところで崩れたのだと思います。もちろん政治介入はひどかったのですが、崩れる原因は現場にあったと思います。以前、NHKの会長が就任の日に、政府が右と言うものを左と言うわけにはいかないと発言しましたが、政府が右と言おうが、我々は右と言うとは限らないというのが正しいのであって、NHK公共放送の会長が政府のいいなりじゃなければいけないなんて発言するのは、就任初日に「私は失格です」と言っているようなものです。それでも、記者たちは頑張っています。森友学園の土地取引の不透明さ、加計学園の獣医学部建設許認可を巡っての怪しい動き、これらの真相に迫っていたのはNHKの社会部でした。でも最終的には放送に流れずお蔵入り。記者たちは毎日のようにくやしい思いをし、もうやっていられないと、ニュースの現場から去っていく人が多いです。本当にもったいない。

サッチャー首相のときにフォークランド紛争があって、アルゼンチンと戦争をしましたが、イギリスのBBCは、政権から「客観報道ではなくイギリス軍がんばれと報道しろ」、さらに「イギリス軍なんて言わずに、わが軍と言え」と、圧力をかけられます。これに対してBBCは「わが軍と言ったらBBCの軍隊になってしまいます。視聴者が間違えると困るじゃないですか」と言って、わが軍とは絶対に言わなかったのです。イラク戦争のときにはグレッグ・ダイクというBBCの会長が、戦争報道をめぐるブレア政権と対立して、経営委員会に辞表を提出します。ダイクは退任のときに、BBCの1Fエントランスでハンドマイクを持って「君たち、勇気をもってこれからがんばれ！」と檄を飛ばして去っていきます。ダイクはその後イギリスのサッカー協会に転じ、サッカー協会の不正を暴くことに尽力します。公共性の大事さを知っている人間の覚悟を感じます。最近の英国議会ではジョンソン元首相が虚偽の答弁をしたことに対し、国会議員を辞めろという追及がなされました。言論に対しての根本的な誠実さ。それと放送はセットだと思います。国会で118回も嘘を言っても平気みたいな国とは違いますね。

一報道やメディアの在り方についてお考えをお聴かせください。

私は放送の世界に長くいましたけれど、戦争を二度と繰り返してはいけないということ以上に大事なことはないと思っています。放送法の根幹は、健全な民主主義を育て、戦争を繰り返さないという日本国憲法の精神を実現することです。メディアは戦前、大本営のフェイクニュースを拡散し、戦争の旗を振り、お先棒を担いだ歴史があります。いま国民に本当のことを伝えているか、平和の尊さを伝えているか、核兵器の愚かさを伝えているか。一緒に考える力を養っているか。メディア自身が自らに厳しく問うてほしいです。

福島原発事故被害者への医療費等減免措置の切り捨て反対 全ての原発事故被害者に、国の責任で医療・健康の保障を 「健康手帳」交付等、「被爆者援護法」に準じた法整備を求めよう 振津かつみ（医師・「福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会」アドバイザー）

見直しの内容

今年度から強行された避難指示地域の医療・介護保険料減免措置の切り捨て

政府は2023年度から、福島原発事故による避難指示地域等の医療・介護保険料減免措置の段階的切り捨てを強行的に始めました。避難指示解除地域を時期別に4グループに分け、指示解除10年後から、初年度に健康保険・介護保険料全額免除の半額免除化、次年度に半額免除も廃止、次々年度に窓口免除を含めて減免措置を全面廃止するというのです（右表参照）。この政策は、『復興創生期間』後における東日本大震災からの復興基本

	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
【平成20年までに解除された地域】 広野、楢葉(一部)、川内(一部)、南相馬(一部)、田村	保険料	周知期間	1/2	×	特例終了			
	窓口		○	○				
【平成27年に解除された地域】 楢葉(残り全域)	保険料		○	1/2	×	特例終了		
	窓口		○	○	○			
【平成28年に解除された地域】 葛尾(一部)、川内(残り全域)、南相馬(一部)	保険料		○	○	1/2	×	特例終了	
	窓口		○	○	○	○		
【平成29年に解除された地域】 飯館(一部)、浪江(一部)、川俣、富岡(一部)	保険料		○	○	○	1/2	×	特例終了
	窓口		○	○	○	○	○	

2022.4.8, 復興庁・記者発表資料より

○: 全額免除
 1/2: 1/2免除
 ×: 免除終了

方針」（2019年閣議決定、2021年変更）に基づく、福島県の原子力災害被災地域における「医療・介護保険料及び医療費の減免措置」（以下「医療費等減免措置」）の見直し・廃止方針（2022年4月8日復興庁・厚労省）によるものであり、撤回させねばなりません。

政府は、「他の被災地域との公平性」を理由に医療費等減免措置を見直し、廃止するとしています。しかし、原発重大事故による被害は一般の自然災害とは違い、長期にわたる放射能汚染と被ばくによる生涯にわたる健康リスクをもたらします。また、事故から12年余りを経過した今も「原子力緊急事態宣言」は解除されず、事故被害による課題は山積し多岐に渡ります。未だ生活再建途上にある被害者にとって、医療費等減免措置はまさに「命綱」です。国策で進めた原発で重大事故を起こし、放射能汚染で故郷を奪い、生業を奪い、避難生活を強いた責任、そして避難指示地域をはるかに超えた地域の多くの人々を被ばくさせた責任は国と東電にあります。医療費等減免措置は、原発事故被害者に対して国が行うべき最低限の「補償」でもあり、全ての被害者の当然の権利なのです。

しかし、政府は当該地域の首長の意見聴取をしただけで、被災住民の一人ひとりの声を一切聞かず、県議会や市町村議会での説明や議論も行いませんでした。そして、方針決定前に出された浪江町や楢葉町議会の意見書や、福島県町村会や町村議会議長会の要請に明記された「減免措置継続」の要望にも反して、見直し・廃止の方針を一方向的に決定しました。決定後、南相馬市議会からも、「減免措置の延長」「全市一律の適用範囲拡大」を求める意見書が全会一致で出されましたが、政府は、これらの要望を全て踏み倒して、今年度からの減免措置切り捨て開始を強行したのです。

福島をはじめ全国の団体が呼びかけ、減免措置見直し反対を求め政府交渉

福島をはじめ、原水禁を含む全国の8団体（脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原子力資料情報室、原水禁国民会議、原発はごめんだヒロシマ市民の会、全国被爆二世団体連絡協議会、ヒバク反対キャンペーン、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西）の呼びかけで、2022年4月19日に、減免措置見直し方針撤回を求め政府交渉が行われました。さらに11月29日には、福島から新たに「福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会」が呼びかけ団体に加わり、2023年2月9日には、「フクシマ原発労働者相談センター」も加わって交渉を重ねました。

交渉では、福島原発事故被害者は「国策の原子力政策による被害者」であり、「最後の最後まで、国が前面に立ち責任持って対応」するとの「原子力災害対策本部方針」（2011年5月7日）を復興庁・厚労省に再確認させました。しかし一方で、政府は「普通の災害では1年ほどで打ち切るところを、原子力災害のため特例として10年以上行ってきた」、「医療費減免は避難に伴う経済支援であり、放射線による健康被害はこの制度の目的からズレる」などと主張し、方針撤回を拒否しています。このような態度は、前記の「原子力災害対策本部の基本原則にも真っ向から反するものです。

2023年度予算では、約7兆円もの軍拡予算が計上された一方で、厚労省予算の福島原発事故の避難指示区域等の医療費等減免措置の見直し・削減では3億円（2022年度49億から46億円へ）が減額されました。「そのようなことを今、ぜひやらなければならない根拠を示せ」と交渉で迫りましたが、厚労省から明確な回答はありませんでした。

被ばくによる健康被害は「10年程度で終わる」ものでは決してなく、生涯続く健康リスクであることは、広島・長崎の原爆被爆者の経験とデータからも明らかです。しかも避難解除地域では、多くの場合、帰還後も「一般公衆の被ばく線量限度 1mSv/年」を超える被ばくの中での生活を余儀なくされています。また、既に事故直後には福島と周辺県の数百万人もの人々が「1mSv/年」を超える被ばくを強いられました。国の責任で全ての福島原発事故被害者に生涯にわたる医療・健康保障を行うことは、事故を起こした国の責務です。そのため、交渉では「原爆被爆者援護法」に準じた、福島原発事故被害者の「新たな法整備」を求めましたが、政府は「新たな法整備は考えていない。放射線の健康影響に関する県民の不安に答えることが重要。」というだけの不誠実な回答に終始しています。(政府交渉報告の詳細は下記のサイトをご参照下さい。)

<http://wakasa-net.sakura.ne.jp/che/>

「福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会」の設立

このような政府の強引な原発事故被害者支援の切り捨てをなんとか止めなければと、双葉郡の人々を中心に、地域住民と労働組合・市民団体等が協力し、2022年10月1日、「福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会」(「守る会」)が設立されました。この会は、震災前から地域医療を守るために活動していた「双葉郡の医療をよくする住民会議」を発展的に解消し、準備会を経て、「守る会」としてスタートしたものです。設立総会には、福島県内の団体(双葉地方平和フォーラム、県教組双葉支部、きらり健康生協、フクシマ原発労働者相談センター、あけぼの会[退職女性教職員の会]双葉支部、日本音楽協議会、JP[日本郵政グループ]労組相双支部など)及び、自治体議員を含む約30人が参加しました。

「守る会」の会長に就任した紺野則夫さん(浪江町議会議員)は総会で、「国には一方的に医療費減免の予算措置をやめるという勝手な真似をさせてはならない。原発事故の問題を国は真摯に考えるべきだ。原発事故被害を受けた福島県では、医療費無料化の継続、恒久的な医療費無料化は全県民の願い。会の活動を広げ、政府交渉にも参加し、『原爆被爆者援護

法』と同等の新たな法整備を国に求めていきたい。」と、強い決意を語られました。紺野さんは事故当時、浪江町役場職員で健康保険課長として故馬場有町長の下で、広島・長崎の「被爆者健康手帳」を参考に、浪江町としての「放射線健康管理手帳」の発行と全町民への交付に尽力されました。馬場町長とともに広島の平和記念式典に参加し、広島被団協理事長であった被爆者の坪井直さんから、「被爆者は市民のために、原爆被爆者のために、国の責任を問うんだ。放射線は(線量の)高低ではなく、被ばくしたということが一番の問題。高低にかかわらず、いずれは健康を害する、それが放射線だ。」と指摘され、浪江町の「健康手帳」を高く評価されたことに感銘し、坪井さんら被爆者と交流する中で、「広島・長崎と同じく、福島県民全員が医療費無料化を受けられるようにされるべきだ」と確信したと述べられました。

「守る会」は、医療費等減免措置見直し反対、国の責任による「健康手帳」交付、完全賠償を求め、「長期にわたる闘いだが、ゆっくりでも一歩ずつ着実な歩みを進めよう」と、活動しています。

国の責任で事故被害者の健康・医療を保障する「健康手帳」交付を～全国署名にご協力ください

政府は今、事故被害者支援を切り捨て、そして福島原発事故などなかったかのように原発推進を進めようとしています。このようなことを許してはなりません。「守る会」は、「医療費等減免措置」見直しの政府方針撤回、そして、全ての福島原発被害者に国の責任で無料の医療等を保障する「健康手帳」の交付を求める「全国署名」を呼びかけています。また、原発事故被害地域住民・避難者の会員募集、全国のサポーター(団体、個人)協力を呼びかけています。核被害者支援と核廃絶を「車の両輪」として原水禁に結集する、全国の皆さんに、連帯とご協力をお願いします。

(「守る会」の方針、会員・サポーター募集、会の活動、等の詳細は下記をご参照下さい。署名用紙もダウンロードできます。)

<http://www.mamorukai1001.sakura.ne.jp/wordpress/>

様々な人々とともに、ゆっくりでもいい、一歩一歩進めていければ…との思いを描いた「守る会」のロゴマーク



報告する紺野則夫会長



被爆 78 周年原水爆禁止世界大会にむけて

原水爆禁止日本国民会議 事務局長 谷 雅志

被爆から 78 年が経とうとする夏が間もなくやってきます。これまで原水禁運動が中心に据えてきた被爆の実相は、どれだけ年月が経とうと、被爆者をはじめとした多くの市民、そしてヒロシマ・ナガサキにとって、決して過去のものとすることはできません。今もなお続く原爆の影響や核実験等、すべての核によるヒバクシャの援護・連帯を基本に、次世代への継承を強く意識したうえで、今年も原水禁世界大会を開催します。

ロシアによるウクライナ侵攻から 1 年 4 か月以上が経過しました。明確な国連憲章違反であるロシアの軍事侵攻は決して許されません。戦争状態に陥っている現在において、最も重要なことは即時停戦の実現によって、大切な命を一人でも戦争で落とすことがないよう守ることです。それぞれの立場や意見の隔たりはあったとしても、対話の実現によって解決を見出していくことが「人類の知恵」であるはずで、まして、核兵器保有国であるロシアが、その使用を威嚇の材料としている現状を、私たちは決して許すことはできません。すでに非核兵器保有国が中心となって成立させた、核兵器禁止条約 (TPNW) の署名・批准国の拡大が重要です。第 2 回 TPNW 締約国会議にむけて、市民社会の核兵器廃絶を願う強い声で、各国の具体的な行動を求めていく必要があります。

G7 首脳国会議が 5 月に広島で開催されました。岸田首相がこだわった広島開催でしたが、成果として出された「核軍縮に関する広島ビジョン」では、核抑止力を認めたいうえで、G7 各国が自らの立ち位置を変えることなく批判を展開する内容となっていることから、被爆者を中心に落胆の声が上がりました。ヒロシマは、核抑止力や戦争加担を許さず、命の尊厳を最重要視するという意味であるはずで、

長崎で爆心地から 12km 圏内であったにも関わらず、被爆者と認定されない「被爆体験者」問題について、今年の 4 月から 7 つのがんを医療費補助の対象とする「被爆体験者事業」が拡大されました。あくまでも被爆者と認めない体験者事業については、「黒い雨」による被爆者認定を行った広島と同一の対応を国がとることが当たり前であり、高齢化が日々進む現状はまったなしであることから、一刻も早い被爆者認定を求めてとりくんでいきます。

福島第一原発事故から 12 年が経過しました。いまだに「原子力緊急事態宣言」が解除されない状態が続いています。廃炉の目途も明確になっていないにもかかわらず、政府は原発推進方針に明確に舵を切り、原発の再稼働や運転期間の延長などを実施し

ようとしています。原水禁は、そもそも核の平和利用とする原発は認められないこと、核のごみは次世代への責任転嫁になること、60 年超の老朽原発の危険性は一層増すこと、周辺住民の避難計画の策定が困難であることなどを中心に、政府の原発推進政策について、明確に否定します。

福島では、「ALPS 処理水」と政府・東京電力 (東電) が呼ぶトリチウム汚染水の海洋放出が行われようとしています。政府・東電は一方的に「ALPS 処理水」は安全で、海洋放出を行っても問題ないことをアピールしています。「地元の合意なしにはいかなる処分も行わない」と約束したことを反故にし、福島県漁連をはじめとする地元の反対があるにもかかわらず、強行しようとする汚染水の海洋放出を決して許してはなりません。

長崎から始まり、全国に広がった「高校生平和大使」の活動は昨年 25 周年を迎え、核兵器廃絶をめざす「高校生 1 万人署名活動」と合わせると 6,000 人を超える高校生が活動に参加してきました。大学生になっても、引き続き核兵器廃絶や平和運動に自ら積極的に関わろうとする姿が見られます。被爆の実相を次世代に継承していくことは、核兵器を二度と使わせないうえでも極めて重要です。

原水禁世界大会に参加する高校生・大学生や若年層が真剣に学ぶ姿に、次世代への希望を感じます。本大会を契機に、これまでの歴史の事実と原水禁運動に学びながら、「核と人類は共存できない」とする理念の実現に向け、反戦・反核の運動をさらに進めていきましょう。多くの方のみなさんの大会参加をお願いします。

(たに まさし)

被爆 78 周年 原水禁世界大会 日程

- 7 月 30 日 (日) 福島大会
全体会・2 分科会開催予定
- 8 月 4 日 (金)・5 日 (土)・6 日 (日) 広島大会
／開会総会・分科会・ひろば・まとめ集会
- 8 月 7 日 (月)・8 日 (火)・9 日 (水) 長崎大会
／開会行事・分科会・ひろば・閉会総会
- 8 月 5 日 (土) 14:00-16:00 広島国際シンポジウム
「核兵器兵絶にむけた道筋をえがく」
- 8 月 7 日 (月) 17:00-18:30 長崎国際シンポジウム
「トリチウム汚染水の海洋放出に反対する」

「関西生コン事件」の潮目が変わりはじめた 和歌山事件で逆転無罪判決（大阪高裁）

小谷野毅（全日本建設運輸連帯労働組合書記長）

暴力団関係者を使って組合活動に圧力

「関西生コン事件」は6年目に入って、潮目が大きく変わりはじめた。今年3月、大阪高裁で2件の無罪判決が出され、どちらも検察の上告断念で無罪判決として確定したからだ。

そのひとつが和歌山広域協組事件。2017年8月、和歌山広域協組という生コン業者団体の代表者が元暴力団員を関生支部（かなましぶ＝全日建関西地区生コン支部）の組合事務所周辺に差し向けて組合活動に圧力を加えようと企てた。これに対し関生支部が面談予約をとったうえで同協組事務所を訪問、代表者に釈明と謝罪を求めた行為と街宣活動が強要未遂と威力業務妨害とされたのだった。

元暴力団員を使って団結権を脅かした側が「被害者」として振る舞い、それを警察・検察が事件化して、2年後の2019年8月に組合役員3名が逮捕、起訴されるという、一連の刑事事件のなかでもきわめつけにおかしな話なのがこの和歌山事件だ。和歌山県警は当初、広域協組代表者の「被害届」を受理せず、半年あまり後に渋々受理したものの、この代表者自身が「私を被疑者扱いした」と刑事裁判で不満をぶちまけたほど。上からの圧力で事件化されたことが容易に推測できる。ところが、2022年3月、一審和歌山地裁（松井修裁判長）は、全員に執行猶予付の有罪判決を出した。

「団結権を守る正当な行為、罪にならない」

産業別労働組合の団結権保障についても明快な判断

これに対し、大阪高裁（第1刑事部和田真裁判長）は、一審判決は事実経過の一部だけを恣意的に取り上げた偏ったものだと厳しく批判。組合を脱退して業界側に付いた信用性に疑問のある元組合員の証言に依拠して事実関係の認定を誤るなど「著しく不合理なものといわざるをえない」として原判決を破棄。関生支部の団結権を脅かす和歌山広域協組代表者のもとに「抗議等に赴くことは、それが暴力の行使を伴うなど不当な行為に及ぶものでない限り、労働組合が団結権を守ることを目的とした正当行為」であるから犯罪とはならない、だから無罪だと判決したのだった。

組合側も弁護団も、予想しない逆転無罪判決だった。しかし、労働組合の活動としてていねいに事実認定をおこなえば、当然と言えば当然の判決だ。大阪ストライキ事件など先行する事件に完璧に欠落していた視点をもって各刑事事件を判断すれば、どれも無罪以外ありえないことを確信させてくれる判決

だった。

大阪高裁判決はまた、一審判決が、関生支部の組合員には和歌山広域協組に雇用される者がいないことから、正当な組合活動として許容される行為には限度があるとしたことについても、「これは労働組合の団結権保障の趣旨や、関生支部が産業別労働組合であることを正解しない不合理な認定判断」だと批判。憲法28条労働基本権保障が及ぶ範囲を「直接の雇用関係がある労使関係」だけに限定するこれまでの判断を否定し、産業別労働組合の団体行動にも当然に及ぶとの明快な判断を示した点に画期的な意義がある。

しかも、判決から2週間後、この逆転無罪判決が確定したのである。

組合つぶしの構図が破たんしはじめた

それから1週間後の3月13日、大阪高裁（第2刑事部長井秀典裁判長）は、タイヨー生コン事件（組合会館建設カンパを受け取ったことが恐喝事件とされた）について検察の控訴を棄却して一審の無罪判決を維持する判決を出した。検察はこれについても上告せず、無罪判決が確定したのだった。

「関西生コン事件」では、生コン業界の大きな組合つぶし事件に乗じて、滋賀、大阪、京都、和歌山の4府県警が組合活動を刑事事件に仕立て上げた。その数13件。有罪率99.9パーセントの日本において、そのうち3件が無罪判決、しかも2件が確定という事実は、生コン業界と警察・検察が仕組んだ組合つぶしの構図の破たんを示すものだ。

映画『ここから』の上映運動が各地で広がっている。関西生コンを支援する会も、漫画で解説するスポーツ新聞仕様の号外ニュースを作成した。ぜひ無罪判決の事実と意味を広めていただけるようお願いする。

（こやの たけし）



〔本の紹介〕

『核廃絶をめざす—原水禁運動の歴史と課題』

金子哲夫（広島県原水禁代表委員）著（労働大学出版センター）

著者が、半世紀にわたる原水禁運動の関わりの中で積み上げてきた思想と運動の核心をコンパクトにまとめた本です。8月の原水禁世界大会を控え、本書を通じてあらためて原水禁運動の思想と運動の到達点を知り、大会参加をより豊かにして欲しいものです。

1965年「いかなる核実験にも反対」して、原水禁を結成しました。いま振り返ってもその選択の正しさは明らかです。60年代後半から70年代にかけて、さらに「核」をめぐる新たな思想と運動を展開しました。

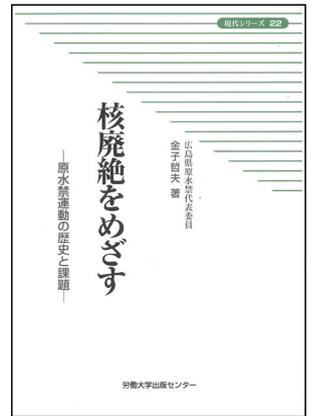
1971年にマーシャル諸島の核実験被害者と出会い、日本の被爆者以外にも核被害者がいることに気づかされ、以後、世界の核被害者との連帯が、運動の基本方針となりました。

60年代後半には、反原発が運動の方針に加わりました。当初、原水禁運動は、原子力の「平和利用」を積極的に肯定していましたが、各地の反対運動や当時の若手研究者によりその危険性が明らかになってきました。その後原水禁は、「反原発」、「脱原発」の運動を積極的に進めてきました。その根底には、「軍事利用」であれ、「平和利用」であれ、ヒバクと

核被害が結びついていることを鋭く告発してきました。それらの運動が福島原発事故の際に、原水禁が運動の一翼を担うことに結びつきました。

また原水禁は、在外被爆者、被爆二世、三世、被爆体験者など厳しい状況に置かれ続けている被爆者に対して積極的に支援してきました。特に在外被爆者に対して、裁判を積み上げる中で、援護施策を日本の被爆者並みに引き上げる成果を上げてきたことが本書で指摘されています。

核兵器をなくし、核被害者を生み出さないために、初代原水禁議長の森瀧市郎さんは、「核と人類は共存できない」、「核絶対否定」の思想を生み出し、原水禁運動の基本に据えました。著者は、広島で森瀧議長と身近に接し、思想と運動がどのような背景の中で生まれ、それが現在の状況にどのように結びついているのか、この本を通じて学ぶことができます。原水禁が果たしてきた運動や思想の先駆性を、あらためて認識することができます。（井上 年弘）



WE INSIST!

不戦の誓いを—

大江健三郎さんを偲んで

今年3月、戦後日本の知性とも言えるノーベル賞作家大江健三郎さんが亡くなった。さような原水禁の運動の呼びかけ人であり、2015年5月3日、様々な運動組織や個人を結んで行われた「平和といのちと人権を！憲法大集会」の横浜臨港パークの壇上でも話していただいた。お話しいただく直前まで、演説原稿を推敲していた姿を思い出す。

平和フォーラムは、5月12日から14日まで沖縄平和行進にとりくんだ。5月15日の沖縄復帰の日を前後して行われているが、しばらくコロナ禍で中止や縮小を余儀なくされていた。しばらくぶりの完全開催となった。沖縄を歩きながらふと思い出した。2007年、平和フォーラムに入って初めての大きな課題が、沖縄戦における集団自決に日本軍が関与したことを否定する教科書検定意見の撤回要求だったことを。大江健三郎さんは、復帰前から沖縄に通い沖縄戦のルポ「沖縄ノート」を

執筆した。その中に記載される軍の関与の記述が捏造だとして彼は訴えられた。そのことを理由に、文科省は軍関与があったとは言えないとの検定意見を付した。彼は、「このような問題が戦後あいまいにされてきた。検定意見がついたことは重大な問題だ」と述べている。沖縄では11万人も参加した抗議の県民集会が開かれた。2011年には軍の関与を認める判決が確定した。

彼は、ノーベル賞受賞時の記念スピーチ「あいまいな日本の私」でこう言っている。「戦後日本は、大きな悲惨と苦しみのなかから再出発しました。新生に向かう日本をささえていたのは、民主主義と『不戦の誓い』であって、それが新しい日本人の根本のモラルでありました」そして『不戦の誓い』を日本国の憲法から取り外せば、何よりもまず我々は、アジアと広島・長崎の犠牲者を裏切ることになる」と述べている。憲法改正の議論が進むなかで、もう一度この言葉を噛みしめなくてはならない。

日本の政治は今、戦争を知らない世代が担っている。そして、政治は大江健三郎という戦後日本の知性を一顧だにしない。ノーベル賞作家がなぜ「沖縄」や「広島」にこだわってきたのか。そのことに目を向けずして平和はあり得ない。（藤本 泰成）